

大阪教区実践運動推進講師招請にかかる助成金交付要項

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の推進にあたり、組における「実践運動」及び「重点プロジェクト」等に関する研修会へ大阪教区実践運動推進講師を招請して開催した組へ助成金を交付いたします
2. 対象 組が主催する研修会等(教化団体含む)
 - (1) 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会
 - (2) 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進協議会
 - (3) 組仏教壮年単位会拡充研修会
 - (4) 組連研
 - (5) 組実践運動研修会
 - (6) 組重点プロジェクト研修会※大阪教区重点プロジェクト組「葬送儀礼」研修会は除く
3. 助成金 5,000円（但し、年1回1開催に限る）
4. 事務手続
 - ①開催後、1ヵ月以内に組長印押印のうえ、教区へ「研修会開催報告書」を2部ご提出願います
※特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へご提出願います
※教務所にて受付日・確認印押印後、1部を控えとして組へ返却いたします
※報告書は合同開催の場合も含めて各組よりご提出願います
 - ②開催日より2ヵ月を超えて交付申請のあった場合は、助成金は交付できません
 - ③開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、当年度配布分をご利用ください

以 上